

原議保存期間	1年(令和9年3月31日まで)
有効期間	二種(令和8年12月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長

警察庁丁保発第11号
令和8年1月21日
警察庁生活安全局保安課長

(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

銃砲刀剣類所持等取締法第13条の規定に基づく検査の実施要領について
(通達)

都道府県公安委員会の許可に係る銃砲及びクロスボウ(以下「銃砲等」という。)による事件・事故の防止等を図るため、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第13条の規定に基づく用途及び適正所持に関する検査の実施要領を別添のとおり定めたので、各都道府県警察にあっては、実施要領に基づき効果的な検査を実施されたい。

銃砲等の検査実施要領

第1 目的

本検査は、所持許可を受けている銃砲等ごとに、

- 所持許可に係る用途に供しているか
- 所持が適正に行われているか

を厳正に検査・調査し、適正とはいえない状況があればそれを是正することを目的としている。

また、所持許可に係る用途に供しているかなどを把握する中で、許可不適合者となるおそれがあると認められる者については、更に入念な検査・調査を行うことが危害防止の観点から重要である。

第2 体制、対象者、実施日等

1 体制

- (1) 本部主管課及び警察署は、検査が効果的に行われるよう各都道府県警察の実情に応じた体制を構築すること。
- (2) 検査に従事する者に対して、本要領に基づく対応が浸透するよう教養を徹底すること。

2 対象者

銃砲等の所持許可を受けている全ての者を対象に実施すること。

なお、本検査期間中に銃砲等の所持許可の更新を受ける者については、同更新時に併せて本通達に基づく検査を実施することも差し支えない。

3 計画的な実施日の選定

- (1) 令和8年中に、全ての対象者が一度受検することができるよう実施日を選定すること。
- (2) 対象者の人数や状況に応じて日数の確保や会場の選定を行うなど対象者が受検しやすくなるよう配慮すること。
- (3) 対象者の更新時に併せて実施する検査を含め、検査の間隔が1年を大幅に超えることがないようにすること。
- (4) 対象者には、検査の日時、場所、持ち物等を事前に通知すること。

4 方法

対象者本人に銃砲等を検査の会場に持参させた上で、対面により行うこと。

5 事前準備

検査に従事する職員は、所持許可申請時の調査結果を事前に確認するなどして、検査の参考となる情報を整理しておくこと。

第3 検査項目等

1 所持許可に係る用途に供しているか

- (1) 対象の銃砲等が猟銃の場合は、法第10条の5の2の帳簿及び火薬類譲受許可証に記載された事項並びにこれらについての対象者の説明を照らし合わせるなどして、猟銃ごとに所持許可に係る用途に供しているかについて確認すること。

また、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途で所持許可を受けている者が、当該用途に供するため猟場に出掛けたが獲物の発見に至らず発射していない場合や、発射はしたが帳簿に狩猟又は有害鳥獣駆除の別が記載されていない場合等、帳簿等に記載された事項のみでは当該猟銃を所持許可に係る用途に供しているかについて確認できない場合は、対象者に当該猟銃の使用実績報告書を提出させ、所持許可に係る用途に供しているかについて確認すること。

- (2) 対象の銃砲等が空気銃又はクロスボウの場合は、空気銃又はクロスボウごとに使用実績報告書その他の提出書類に記載された事項と対象者の説明を照らし合わせるなどして、空気銃又はクロスボウごとに所持許可に係る用途に供しているかについて確認すること。
- (3) 同一の用途に供する目的で同種の猟銃、空気銃又はクロスボウ（以下「猟銃等」という。）を複数丁所持している場合には、猟銃等ごとに真に当該用途に供する目的や具体的計画があるか、当該用途に供した使用実績があるかなどについて厳正に確認すること。
- (4) 対象の猟銃に替え銃身がある場合であって、複数の種類（ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃の別をいう。）の銃身がある場合には、帳簿に記載された当該猟銃で使用された実包の種類（単弾又は散弾の別をいう。）を確認するとともに、その出納状況及び対象者の説明を照らし合わせるなどして、各種類の銃身を使用しているかについて確認すること。
- (5) ライフル銃（標的射撃の用途に供するため許可を受けているものを除く。）については、クマ、イノシシ、シカ等の大型獣類の捕獲等に適するものであるところ、ライフル銃をその特性に沿った用途に供しているか（鳥類の捕獲等の用途にのみ供していないか）について確認すること。
- (6) 事業に対する被害を防止するため特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であり、かつ、半分を超えないもの。以下同じ。）による獣類の捕獲等を必要とする者として「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和6年11月29日付け警察庁丁保発第147号）第2に基づき特定ライフル銃の所持許可を受けている者については、使用実績報告書等により捕獲活動実績を確認すること。

2 所持が適正に行われているか

- (1) 対象者の住所等の人定事項、銃砲等の種別、番号等が許可証の記載内容と一致しているかについて確認すること。
- (2) 弾倉容量は、模擬弾等の資器材を活用するなどして、法令で定める基準が遵守されているかについて確認すること。
- (3) 銃身長及び銃全長の測定については、銃の同一性に疑義が生じた場合に測定すること。
- (4) 銃腔に腔旋を有する猟銃で、銃腔における腔旋が占める割合に疑義が生じた場合は、ライフルボアスコープ等の機器による腔旋を有する部分の長さの測定、その他猟銃等製造事業者又は銃身加工業者等に対する調査等を行い、対象者が所持可能な猟銃であるかについて確認すること。
- (5) 今後の検査及び所持許可の更新に伴う手続等を効率的に行うことができるよう、所持者の了解を得た上で、銃砲等の写真撮影をしておくなど資料化を図ること。
- (6) 猟銃の所持者については、実包の消費状況等の必要な事項を帳簿に記載し、最終の記載をした日から3年間保存しているかについて確認すること。
- (7) 銃砲等の保管設備、保管方法等について聴取し、適正な保管がなされているかについて確認すること。

また、当該銃砲等について保管の委託がなされている場合には、「警察共通基盤システムによる銃砲登録照会業務実施細則の改正について（通達）」（令和6年12月23日付け警察庁丁保発第163号ほか）に基づき、銃砲照会業務システムに保管の委託がなされている旨を登録すること。

3 所持許可に係る不適格者の発見

- (1) 面接の際には、前記1及び2について形式的な聴き取りを行うことにとどまらず、家族の問題、健康状態、生活状況の変化等についても可能な限り聴き取るとともに、会話の様子等をよく観察することにより、対象者が欠格事由に該当するに至っていないかについて確認すること。
- (2) 前記1、2及び(1)の検査・調査を通じて、所持許可について不適格者となるおそれがあると認められる者については、更に聴き取りを行うなど継続した調査を行い、調査結果に応じた措置を検討すること。

第4 検査実施上の留意事項

1 指導内容の記録化及びその活用

対象者に個別に指導を行った場合には、その内容を記録化し、次回の検査や所持許可更新時に指導事項の改善状況を確認すること。

2 事故防止

- (1) 実包及びクロスボウの矢は、検査会場に持ち込ませないこと。
- (2) 事故を防止するため、以下の事項を検査会場に明示するとともに、検査

前に確認すること。

ア 安全装置を施すこと。

イ 実包や矢が装填されていないことを確認すること。

ウ 銃口及びクロスボウの先端を人に向けないこと。

エ 用心金に指を入れないこと。

オ 元折銃は銃を折り、自動銃等は遊底を開き機関部を開放し、着脱弾倉がある場合にはこれを取り外すこと。

(3) 検査を行う銃砲等に損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。

3 対象者に対する指導等

(1) 1年以上所持許可に係る用途に供していない猟銃等を認めたときは、具体的な使用計画を聴取し、計画の内容に応じて譲渡、廃棄等の意向を確認すること。

なお、令和7年3月1日に施行された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号、以下「改正法」という。）において、いわゆる「眠り銃」の規定における当該許可に係る用途に供していない期間が「引き続き3年以上」から「引き続き2年以上」に改正されているが、当該規定は「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う運用上の留意事項について（通達）」（令和7年1月24日付け警察庁丙保発第1号）第3の2に記載のとおり、経過措置が設けられている。

したがって、改正法の施行の際現に旧法第4条第1項第1号により許可を受けていた猟銃等の検査にあたっては、引き続き3年以上当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が2以上ある場合にあっては、その全部）に供していない場合において、所持許可の取消し等について検討すること。

また、前記経過措置の対象となる猟銃等の所持者に対しては、当該経過措置については、「対象となる猟銃等の当該許可に係る用途に供していない期間を延長するもの」ではなく、「前記施行日から2年が経過するまでの間は、旧規定のとおり引き続き3年以上用途に供していない場合に当該許可の取消し等の対象となり得るもの」であることについて指導すること。

(2) 長期出張又は長期入院が予定されている者等のうち、猟銃等の保管管理上問題があると認められる者については、盗難防止のため猟銃等保管業者又はクロスボウ保管業者（以下「猟銃等保管業者等」という。）に保管を委託するよう指導するとともに、危害防止上の必要性が切迫していない場合であっても、必要に応じて猟銃等保管業者等に保管を委託することができることを周知すること。

(3) 前記(1)及び(2)のほか、所持許可に係る銃砲等や実包の保管状況等に疑義が生じた場合は、更に踏み込んだ聴き取りや立入検査を行い、その

状況等について確認すること。

- (4) 検査の日から1年以内に所持許可の有効期間が満了する者に対しては、所持許可の更新が近い旨を注意喚起すること。

4 猟銃安全指導委員を検査に従事させる場合

- (1) 猟銃安全指導委員証を携帯させるとともに、腕章を着用させること。
- (2) 銃身長の測定その他の技術的事項についての協力以外の検査には従事させないこと。
- (3) 当該委員が所持許可を受けている猟銃の種類以外の種類の猟銃の検査には従事させないこと。

第5 検査を受けなかった対象者等に対する対応

1 対象者と連絡が取れない場合

対象者及び銃砲等の所在を確認し、検査を受けさせること。正当な理由なく検査を忌避するなど法違反が認められる場合は必要な対応を検討するとともに、危害防止のための必要な措置を講ずること。

2 正当な理由があり、検査を受けなかった場合

日程を再調整し、検査を受けさせること。

以 上